

# 土木工事標示板等設置基準

令和8年5月

兵庫県土木部

附 則

この基準は令和8年5月1日より適用する。

# 目 次

1. 土木工事現場における標示板設置基準……………	1
2. 「土木工事現場における標示板設置基準」運用上の留意事項……………	2
3. 工事現場における標示施設等の設置基準……………	3
4. 道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板的設置について……………	4

## 1 土木工事現場における標示板設置基準

### (1) 目的

この基準は兵庫県土木部が発注する土木工事現場における安全管理について、域住民及び通行者等の理解と協力を求め、かつその行政広報活動を図るため、標示物の設置等について定める。

### (2) 実施方法

- ① 発注者は、契約金額1件1,000万円以上の工事については受注者にこの基準に定める工事標示板を設置させるものとする。ただし、発注者が標示板の設置効果がないものと判断したときは、これを設置しないことができる。
- ② この基準に定める工事標示板とあわせて「工事現場における標示施設等の設置基準」に定める標示施設を受注者に設置させるものとする。
- ③ 受注者に設置させた工事標示板は、当該工事完成と同時に撤去させるものとする。

### (3) 実施基準

- ① 工事標示板は、別表－1に定める「工事標示板設置基準」により、原則として工事契約1件ごとに1箇所を設置するものとする。
- ② 同一事業であって、連続又は近接した数工区の工事を同一時期に実施する場合、合同で大きい工事標示板を設置することが、第1の目的に照らし有効と判断されるときは、発注者は前項にかかわらず数工区合併した工事標示板を設置させることができる。

### (4) 設置場所

- ① 工事標示板は、工事区域内又はその付近地で広報効果の高い位置を選んで設置するものとする。
- ② 設置場所は、法令の規則及び土地所有者の承諾等を勘案して決定するものとする。

### (5) 工事標示板の構造等

- ① 工事標示板は、耐風雨性のある材質を用い、飛散して他に危害を及ぼすことのないような強固な構造にするものとする。
- ② 工事標示板の文字及び色彩、デザインは、景観に配慮し、自然環境を損なわないものとする。
- ③ 工事標示板は原則として、地は白地、文字は黒字とし、図面等は適宜の色とする。

### (6) 工事標示板の記載内容

工事標示板の記載内容は、別表－1を標準とするほか次の各項によるものとする。

- ① 工事名称は、予算分類上の事業名にこだわらず、工事内容のわかる一般的な名称を用いること。
- ② 標示図は、工事規模に対応して略平面図、標準横断図、完成予想図、土地利用計画等のうちから選び、工事の全容又は、施工内容が視覚的に理解できる表現にすること。
- ③ 当該工事が部分的な場合には、同一事業の工事の全容がわかるように、全体図、完成予想図等を標示すること。この場合、全体と施工部分の関連を色彩等により区分して、わかり易く標示すること。

別表 - 1

## 工事標示板設置基準

区分 工事規模	設置者及び 管理者	標示方法及び標示板様式	工事標示板の記載内容	備考
(I) 契約金額1,000万円以上 9,500万円未満の工事	受注者	工事標示板：様式-1 (別表-2) 1枚以上設置 原則、門型支柱にて固定 寸法 高さ 140cm以上 幅 110cm以上	①工事名 ②工事場所 ③工事期間 ④受注者 (TEL) ⑤発注者 (TEL)	・現場施工日数30日以内と想定される工事は工事標示板を省略することができる。
(II) 契約金額9,500万円以上の 工事	受注者	工事標示板：様式-2 (別表-2) 1枚以上設置 原則、門型支柱にて固定 寸法 高さ 170cm以上 幅 180cm以上	①事業概要が分かる平面図又は、 標準横断面図 ②工事名 ③工事場所 ④工事期間 ⑤受注者 (TEL) ⑥発注者 (TEL)	
(III) ①同一事業で同一地区に2 ヶ年以上にわたって施工 される全体事業費5億円 以上の工事 ②発注者が特に必要と認め る工事	受注者	工事標示板：様式-3 (別表-2) 1枚以上設置 原則、門型支柱にて固定 寸法 高さ 300cm以上 幅 200cm以上	①事業概要が分かる平面図又は、 標準横断面図 ②工事名 ③工事場所 ④工事期間 ⑤受注者 (TEL) ⑥発注者 (TEL)	・(I)及び(II)による方法で 行政広報目的を達するとみな せる場合は(III)は除く。

工事標示板の様式

	様式 - 1	様式 - 2	様式 - 3
工事標示板の記載様式（標準）	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p style="text-align: center;">110cm以上</p> <p>工事名 工事場所 工事期間</p> <p>受注者（TEL） 発注者（TEL）</p> <p style="font-size: small;">花と緑あふれる美しい 県土をつくりましょう</p>  <p style="text-align: right;">140cm以上</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p style="text-align: center;">180cm以上</p> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center; margin: 10px auto; width: 80%;">                 事業概要が分かる 平面図又は標準横断面図             </div> <p>工事名 工事場所 工事期間 受注者（TEL） 発注者（TEL）</p> <p style="font-size: small;">花と緑あふれる美しい 県土をつくりましょう</p>  <p style="text-align: right;">170cm以上</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p style="text-align: center;">200cm以上</p> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center; margin: 10px auto; width: 80%;">                 事業概要がわかる平面図（土地利用計画図含む） 及び完成予想図、標準横断面図等             </div> <p>工事名 工事場所 工事期間 受注者（TEL） 発注者（TEL）</p> <p style="font-size: small;">花と緑あふれる美しい 県土をつくりましょう</p>  <p style="text-align: right;">300cm以上</p> </div>

## 2 「土木工事現場における標示板設置基準」運用上の留意事項

### (1) 実施方法

「発注者が標示板の設置効果がないと判断したときは設置を省略できる」これは、工事現場箇所による判断ではなく、工事執行上のトラブルをさける等行政的判断をすること。砂防工事、河川工事及び港湾工事等で工事現場が人家あるいは通行者の利用場所等により離れている場合は工事現場進入口、工事現場箇所付近等の工事標示板の設置効果があると思われる位置に設置すること。

### (2) 設置場所

設置場所はできるだけ公共用地とし、道路管理者、河川管理者等それぞれの管理者の承諾を得ること。また、交通管理者からの指摘や地元からの要望があった場合は、設置場所を検討するものとする。

## 3 花と緑あふれる美しい県土づくりシンボルマークの表示について

### (1) 表示の目的

兵庫県が推進している「花と緑あふれる美しい県土づくり」について、県民の理解と協力を求め、その周知を図ることを目的とする。

### (2) 表示の対象

原則として、土木部が施工するすべての工事現場に表示する。ただし、次の①～③に該当する場合は、表示しなくてもよいこととする。

- ① 山間部等で表示効果のない工事現場
- ② 工事期間が比較的短い工事
- ③ その他、発注者等が不相当と認めたもの

### (3) 表示の方法

- ① 標示板又は、仮囲いに表示する。
- ② 表示する場所は、県民の目につきやすい高さ・位置とする。ただし、花と緑あふれる美しい県土づくりのイメージを損なうことのないよう配慮する。
- ③ 新しいシンボルマークのデザイン・色彩・大きさ等については、別紙のとおりとする。大きさは、表示する標示板に応じて変更して差し支えないが、全体を均一に拡大・縮小して、全体のバランスを保持する。
- ④ 表示期間は、当該工事の実施期間中とする。
- ⑤ 標示板等以外で表示する場合についても、上記に準じて取り扱うものとする。

### (4) その他

上記(2)及び(3)によりがたい場合は、(1)の主旨に照らし、独自の方法でシンボルマークの表示を行うこととして差し支えない。

工事現場において表示するシンボルマーク



※図柄と文字のバランスは、上図を参考とする。

配色



マスコット展開図使用色

①	②	③	④	⑤
C/100 M/60 DIC 641	C/90 M/20 DIC 181	C/90 Y/100 DIC 638	M/10 Y/100 DIC 166	M/40 Y/100 DIC 163
⑥				
M/100 Y/90 DIC 157	K/100 DIC 582			

注) 花卉や下地は、白色とする。

### 3 工事現場における標示施設等の設置基準

工事に関する情報をわかりやすく提供することなどにより、工事に対する理解の促進と円滑な道路交通を確保するため、工事（占用工事に係るものを含む。以下同じ。）現場における標示施設、防護施設の設置及び管理の取扱を下記のとおり定める。

#### （1）工事の標示

工事を行う場合は、必要な標識を設置するほか、原則として次に示す事項を標示する標示板を設置するものとする。

ただし、短期間に完了する軽易な工事や自動車専用道路などの高速走行を前提とする道路における工事については、この限りでない。

なお、標示板の設置にあたっては、別表様式1を参考とするものとする。

##### ① 工事内容

工事の内容、目的等を標示するものとする。

##### ② 工事期間

交通上支障を与える実際の工事期間のうち、工事終了日、工事時間帯等を標示するものとする。

##### ③ 工事種別

工事種別（舗装修繕工事等）を標示するものとする。

##### ④ 施工主体

施工主体及びその連絡先を標示するものとする。

##### ⑤ 施工業者

施工業者及びその連絡先を標示するものとする。

#### （2）防護施設の設置

車両等の侵入を防ぐ必要のある工事箇所には、両面にバリケードを設置し、交通に対する危険の程度に応じて赤ランプ、標柱等を用いて工事現場を囲むものとする。（参考（1）を参照）

#### （3）迂回路の標示

工事のために迂回路を設ける場合は、当該迂回路を必要とする時間中、迂回路の入口に迂回路の地図等を標示する標示板を設置し、迂回路の途中の各交差点（迷い込むおそれのない小分岐を除く。）において、道路標識「まわり道」を設置するものとする。（参考（2）及び参考（3）を参照）

なお、標示板の設置にあたっては、別表様式2を参考とするものとする。

#### （4）色彩

工事現場において、防護施設に色彩を施す場合は、黄色と黒色の斜縞模様（各縞の巾10cm）を用いるものとする。

## (5) 管理

工事現場における標示施設及び防護施設は、堅固な構造として所定の位置に整然と設置して、修繕、塗装、清掃等の維持を常時行うほか、夜間においては遠方から確認し得るよう照明又は反射装置を施すものとする。

参考：工事看板の主な記載例

基本例	〇〇を防ぐため、〇〇を〇〇しています
	〇〇を守るため、〇〇を〇〇しています
	〇〇を点検するため、〇〇を〇〇しています

主な工種	記載例
築堤	洪水被害を防ぐため、堤防を整備しています
河道掘削	洪水被害を防ぐため、土砂を撤去しています
護岸	〇〇を守るため、護岸を整備しています
堤防除草	堤防を点検するため、草を刈っています
河川樹木伐採	河川の流れを良くするため、樹木を切っています
法面補修	堤防強化のため、のり面を補修しています
老朽化対策	施設の機能を保つため、〇〇を補修（更新）しています
無動力化・自動化・遠隔化	施設の機能を向上させるため、無動力化（自動化・遠隔化）を行っています
環境整備	良好な水辺空間創出のため、〇〇を整備しています
災害復旧	壊れた護岸を直しています
	堤防を強くするため、〇〇を整備しています
離岸堤 人工リーフ	高波から海岸を守る施設を整備しています
砂防堰堤	土砂災害を防ぐため、砂防堰堤を整備しています
地すべり対策 (排水ボーリング工)	地すべり災害を防ぐため、地下水を抜いています

- ・ 主な工種等の記載に加え以下を記載する。(対策又はプロジェクト名等)

対策工事	記載内容
流域治水プロジェクト 関係工事	〇〇水系流域治水プロジェクト
緊急治水対策プロジェクト 関係工事	〇〇川緊急治水対策プロジェクト
防災・減災対策に資 する工事 (総力戦で挑む防災・ 減災プロジェクト)	いのちとくらしをまもる防災減災
「第1次国土強靱化実施 中期計画」に基づく工事	いのちとくらしをまもる防災減災 国土強靱化対策工事 (国土強靱化実施中期計画)
「第1次国土強靱化実施 中期計画」に基づく工事 (砂防関係工事)	いのち、くらし、産業・なりわいをまもる土砂災害対策 国土強靱化対策工事 (国土強靱化実施中期計画)

※工事の目的を出来るだけ簡潔に伝えるよう工夫願います。

※なお、各土木事務所で既に運用している記載例がある場合はその限りではありません。

※記載例は、令和8年3月30日付け国水環第218号・国水治第208号・国水保第156号・国水海第78号「河川工事等の工事看板の取扱いについて」の例を記載しています。

記載内容の協議が必要な場合は、各事業課まで問い合わせ願います。

### 様式1

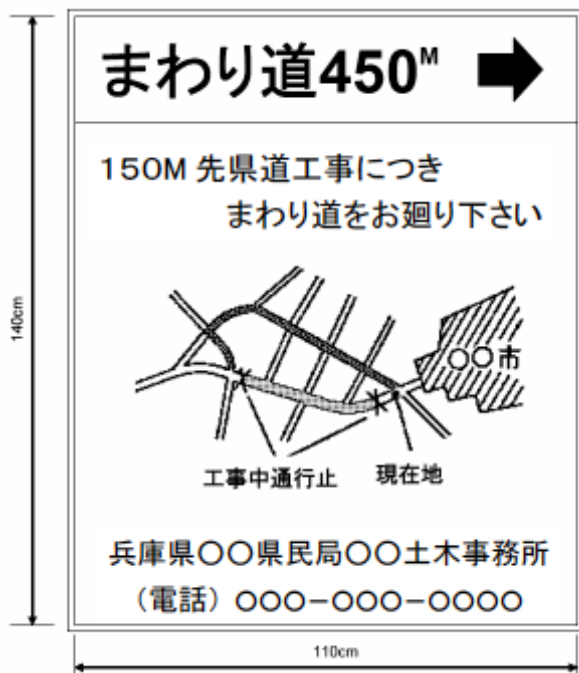


(注)

- (1) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「〇〇〇〇工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「〇〇を防ぐため、〇〇を〇〇しています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。
- (2) 縁の余白は2 cm、縁線の太さは1 cm、区画線の太さは0.5 cmとする。

※ 第1次国土強靱化実施中期計画に基づく工事については、左図の〇〇〇〇〇工事に変えて、「国土強靱化対策工事(国土強靱化実施中期計画)」と明示すること。

### 様式2

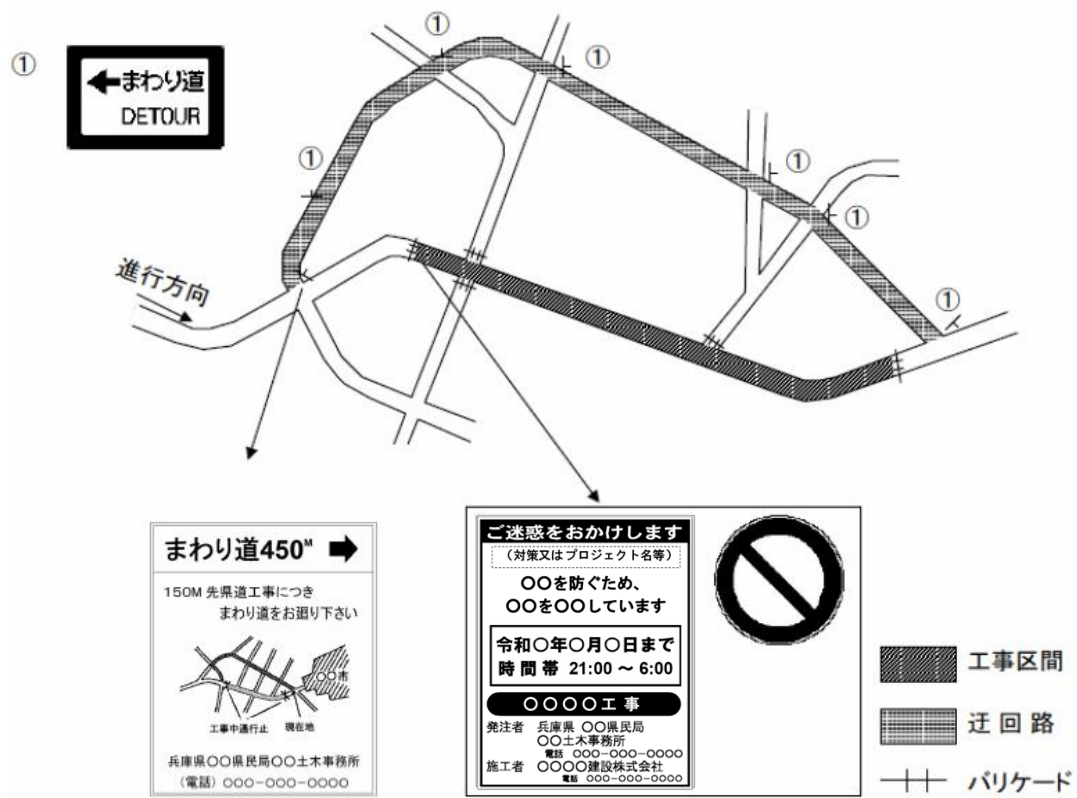


(注)

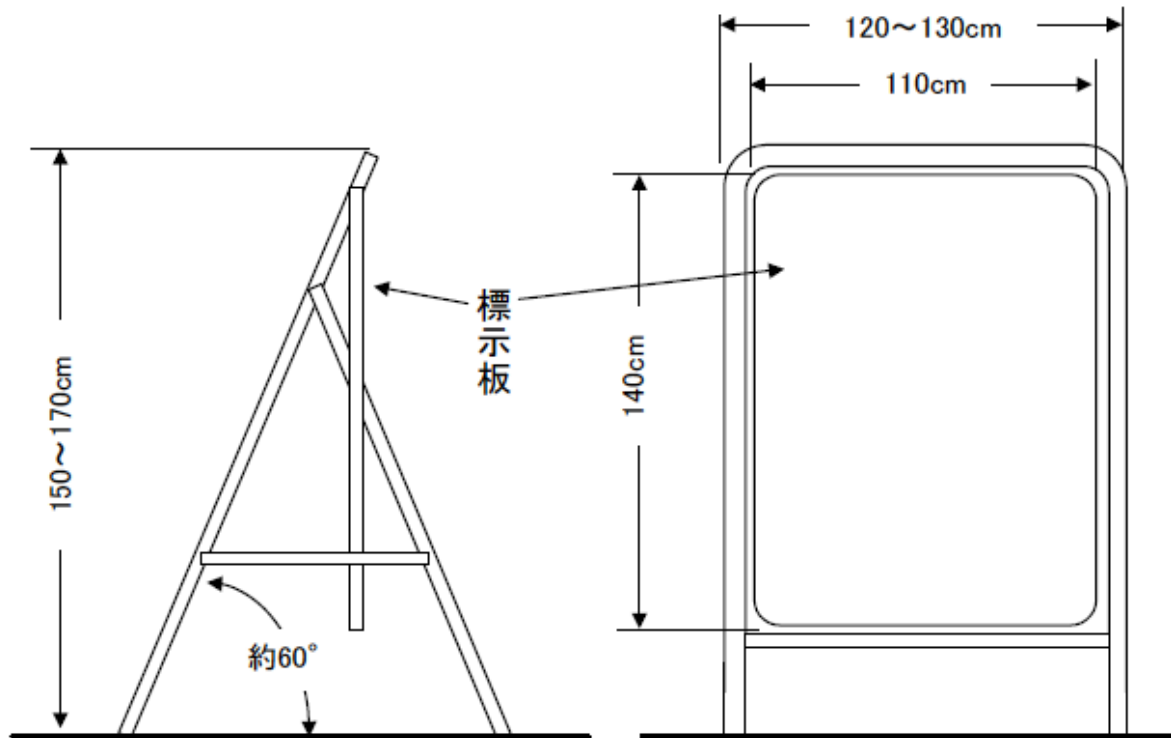
- (1) 色彩は、矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地を白色とする。
- (2) 縁の余白は2 cm、縁線の太さは1 cmとする。



参考(3) 工事中迂回路の標示例 (地方部の場合)  
 (進行方向に対する設置例を示す)



参考(4) 設置方法の一例



## 4 道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板的設置について

道路工事がなぜ行われているのか、いつ終わるのかを利用者に分かりやすく周知し、道路工事に対する理解を促進するために、道路工事現場周辺地域に対し工事情報を提供する工事情報看板及び工事説明看板的設置について下記のとおり定める。

### (1) 工事情報看板的設置について

予定されている道路管理者の行う道路工事（以下「道路工事」という。）に関する工事情報を提供するため、道路工事を開始する約1週間前から道路工事を開始するまでの間、工事内容、工事期間等を標示する工事情報看板的を、道路工事が予定されている現場付近にドライバーから看板内容が見えないように設置するものとする。ただし、短期間に完了する軽易な工事等については、この限りではない。なお、標示板の設置にあたっては、様式1及び図1を参考とするものとする。

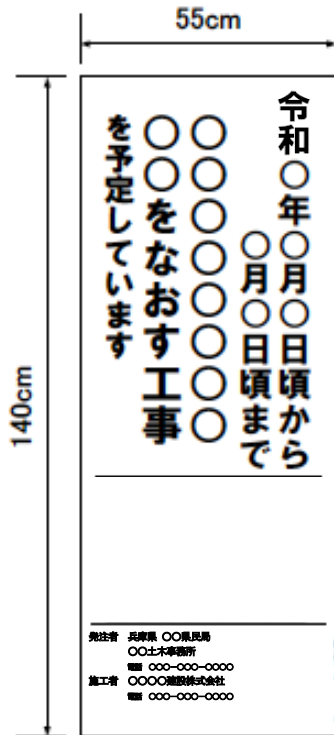
### (2) 工事説明看板的設置について

実施されている道路工事に関する工事情報を提供するため、道路工事開始から道路工事終了までの間、工事内容、工事期間等を標示する工事説明看板的を、道路工事現場付近にドライバーから看板内容が見えないように設置するものとする。ただし、短期間に完了する軽易な工事等については、この限りではない。なお、標示板の設置にあたっては、様式2及び図1を参考とするものとする。

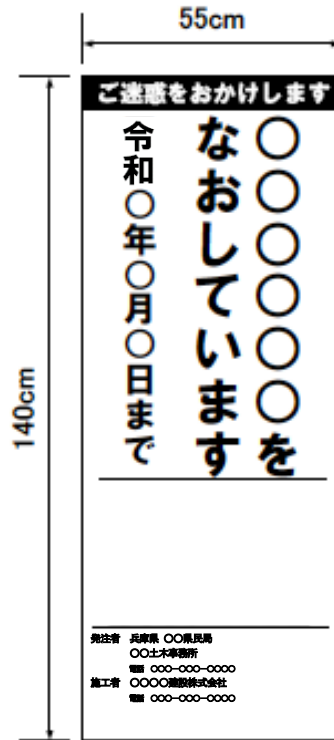
### (3) 占用工事に係る取扱いについて

「道路工事」の中には、占用工事が含まれているものであることを踏まえ、占用工事に係る工事情報の提供にあたっては、記1、2の取扱いに準じて行うよう、関係公益事業者に協力を依頼するものとする。なお、標示板の設置にあたっては、様式3、様式4を参考とするものとする。また、この場合、当該看板については、占用物件の設置等の工事のための一時占用として取り扱い、別個の占用としては取り扱わないものとする。

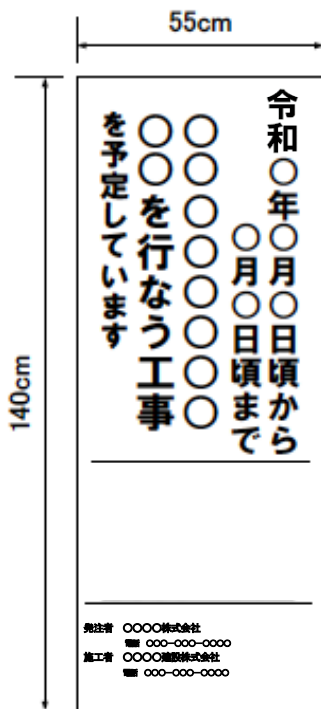
(様式1) 工事情報看板 (道路補修工事)



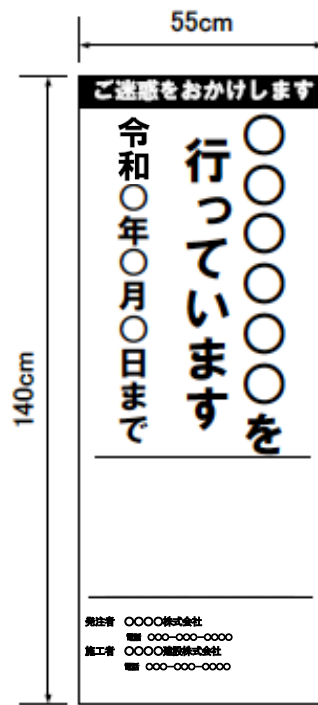
(様式2) 工事説明看板 (道路補修工事)



(様式3) 工事情報看板 (占用企業工事)



(様式4) 工事説明看板 (占用企業工事)



(様式備考)

- (1) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については青地に白抜き文字、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。
- (2) 工事情報看板及び工事説明看板の下部に、当該工事に関する番号や問い合わせ先等を掲示することができる。

図1 標示板の設置場所

